

あけましておめでとうございます!今年もよろしくお願ひします!

大分県安全・安心まちづくり条例が一部改正 **大分県特殊詐欺等被害防止条例が制定** **されました!**



大分県安全・安心まちづくり条例

そもそも大分県安全・安心まちづくり条例とは・・・

安全で安心して暮らすことができる大分県の実現を目的とした条例です。



どこが変わった?

改正は
全部で4項目!

1 通学路等における児童等の安全の確保等 (第26条) ※改正

これまで、通学路等における児童等の安全確保に努める主体は、**警察署長のみ**となっていました。が、**警察署長の他に、通学路等の管理者、地域住民、児童等の保護者、学校等の管理者を加え、地域全体で通学路等の安全確保に取り組むこと**としました。



2 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の策定 (第27条) ※新設

指針の重点は、令和元年5月に神奈川県川崎市で発生した通学中の児童等殺傷事件を受けて、決定した

- ①子供達を「見守る目を増やす」
- ②「大人が声をかける」
- ③「すぐ逃げること」を子供達に教える
- ④不審者情報の共有

の4項目とし、全ての関係者が連携して取り組むこととしています。



3 防犯教育の充実等 (第28条) ※新設

防犯教育において、児童等の犯罪に対する抵抗力を向上させるため、

- ①児童等が危険を予測し、回避できる力をつけるための教育
- ②児童等が規範意識を持ち、犯罪を起こさないようにするための教育

の2点を充実させるように規定しました。

4 特殊詐欺等の根絶に向けた社会的機運の醸成 (第29条) ※新設

大分県内では2億円を超える特殊詐欺被害が生じていることや、複数の高齢者が1千万円を超える被害に遭っていること等を受け、様々な分野の有識者とともに、条例等規定の見直しや効果的な広報・啓発について検討してきました。

そして、これまで以上に被害防止に関する社会的機運を高め、県や県民、事業者等が一丸となって効果的に対策に取り組むようにするため、**本条例で特殊詐欺根絶に向けた大分県の姿勢を規定するとともに、別に『大分県特殊詐欺等被害防止条例』を制定**しました。



大分県特殊詐欺等被害防止条例

◆◆条例の目的◆◆

特殊詐欺の被害が深刻な社会問題となっていることに鑑み、特殊詐欺の被害の防止に関して、

- ① 県、県民、事業者及び青少年の育成に携わるものの責務等を明らかにする
- ② これらのものによる連携及び協力の下に実施される被害防止に関する基本的施策等を定める
- ③ 被害防止のための必要な措置等を定める

ことにより、特殊詐欺の被害から県民を守ることを目的としています。



* * * * * 条例の『3つの柱』 * * * * *

オール大分による
総合的な対策

犯行拠点(アジト)
対策

架電先リスト(名簿)
対策

1 オール大分による総合的な対策

* 県民に関するもの *

- ① 県民は、特殊詐欺に関する知識と理解を深め、自分や家族などが特殊詐欺の被害に遭わないようにするため、日常生活において被害の防止対策に取り組むよう努めること
- ② 県民は、被害に遭った又は遭いかけているおそれがある人を発見したときや、疑わしい電話などがあった場合は警察に通報するなど適切な措置をとるよう努めること

* 事業者に関するもの *

- ① 事業者は、被害に遭った又は遭いかけているおそれがある人を発見したときは、警察へ通報するとともに、注意喚起を行うなど適切な措置をとること
- ② 事業者は、事業活動が特殊詐欺に利用されないよう必要な措置をとること

など大分県民や事業者の努力義務について定めています。

このほか、青少年の育成に携わる者(※)についても、

青少年が特殊詐欺等に加担しないようにするため、指導、助言などを行うよう努めることも定めています。

※青少年の育成に携わる者とは…学校教員、青少年の保護者、青少年が働く職場の上司、警察官、保護司、少年警察ボランティア、防犯ボランティア団体、自治体職員、PTAなど青少年に対して指導・助言出来る立場にある者。

通報!



2 犯行拠点(アジト)対策

- ① 何人も、特殊詐欺に利用されるおそれがあることを知りながら、建物を貸し付けてはいけないこと
- ② 建物を貸付けする者は、契約時に「特殊詐欺に利用しない」旨の誓約書を徴し、契約書に「特殊詐欺に利用されれば催告なしに解約できる」旨の特約を設けるよう努めること
- ③ 民泊を含む旅館業者は、特殊詐欺に利用されることを知りながら宿泊させないこと
- ④ 特殊詐欺に利用されていることが判明したときは、退去を求めるよう努めることなどについて定めています。



3 架電先リスト(名簿)対策

- ① 何人も、特殊詐欺に利用されるおそれがあることを知りながら、個人情報を第三者に提供しないこと
- ② 個人情報を取り扱う事業者は、個人データを第三者に提供する際、運転免許証等の公的資料で本人確認を行うこと
※既に知っている相手に提供する場合や社会通念上合理的と判断される理由がある場合は除く。
- ③ 確認に係る記録を一定期間保存することなどについて定めています。



特殊詐欺等の被害を防止するため、大分県民、事業者等が取り組むべき対策を示しています。ご協力をよろしくお願いいたします。